第二十条の二　法別表三十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

四　私立学校教職員共済法による退職等年金給付の支給及び当該退職等年金給付の受給権者に係る請求等（請求、申請、届出又は申出をいう。以下この号及び第十四号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

［五～七　略］

八　私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第百二十六条の五第二項の任意継続加入者（私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法附則第十二条第八項の規定により任意継続加入者とみなされる特例退職加入者を含む。以下この号及び次号において同じ。）の任意継続掛金の払込み又は私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第百二十六条の五第三項の任意継続加入者の任意継続掛金の前納に関する事務

九　私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第百二十六条の五第五項の任意継続加入者の資格の喪失に関する事務

十～十五　［略］

第二十三条の二の二　法別表四十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～七　略］

八　国家公務員共済組合法第百二十六条の五第二項の任意継続組合員（同法附則第十二条第八項の規定により任意継続組合員とみなされる特例退職組合員を含む。以下この号及び次号において同じ。）の任意継続掛金の払込み又は同法第百二十六条の五第三項の任意継続組合員の任意継続掛金の前納に関する事務

九　国家公務員共済組合法第百二十六条の五第五項の任意継続組合員の資格の喪失に関する事務

十～十二　［略］

第二十三条の四　法別表四十三の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一　略］

二　調理師法第三条の二第一項の調理師試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

三～六　［略］

第二十三条の五　法別表四十三の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　調理師法第八条の三第一項の調理技術に関する審査の受験の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　調理師法による調理技術に関する審査の認定証書に関する事務

三　調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）第二十条（同令第二十六条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の学科試験又は実技試験の合格の通知に関する事務

四　調理師法施行規則第二十三条第一項（同令第二十六条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の技術審査の停止又は技術審査試験の合格の決定の取消しに関する事務

第三十条の三　法別表五十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　略］

第二十条の二　［同上］

［一～三　同上］

四　私立学校教職員共済法による退職等年金給付の支給及び当該退職等年金給付の受給権者に係る請求等（請求、申請、届出又は申出をいう。以下この号及び第十三号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

［五～七　同上］

八　私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第百二十六条の五第二項の任意継続加入者（私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法附則第十二条第八項の規定により任意継続加入者とみなされる特例退職加入者を含む。以下この号において同じ。）の任意継続掛金の払込み又は私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第百二十六条の五第三項の任意継続加入者の任意継続掛金の前納に関する事務

［新設］

九～十四　［同上］

第二十三条の二の二　［同上］

［一～七　同上］

八　国家公務員共済組合法第百二十六条の五第二項の任意継続組合員（同法附則第十二条第八項の規定により任意継続組合員とみなされる特例退職組合員を含む。以下この号において同じ。）の任意継続掛金の払込み又は同法第百二十六条の五第三項の任意継続組合員の任意継続掛金の前納に関する事務

［新設］

九～十一　［同上］

第二十三条の四　［同上］

［一　同上］

［新設］

二～五　［同上］

［新設］

第三十条の三　［同上］

［一～八　同上］